

### (3) 小郡での生活

#### ① ごみを出すときは

※収集日:市で決まっているごみを集める日

※指定ごみ袋:市で決まっているごみ袋

#### 1 燃えるごみ



指定ごみ袋に入れて  
収集日当日の朝7時までに  
出す。

・食用油は紙に染み込ませて出す。  
・生ごみは水をよく切ってごみの袋  
に入れる。

・古い紙・古い布は、別々に分けて  
収集日に出す。



も燃えるごみの袋

#### 2 不燃物類(燃えないごみ)



指定ごみ袋に入れて収集日当日の午前10時までに出す。

- ・スプレー<sup>かん</sup>缶<sup>あな</sup>は、穴<sup>あな</sup>を<sup>だ</sup>あけて<sup>だ</sup>出す。
- ・オイル<sup>かん</sup>缶<sup>かん</sup>などは<sup>ぜんぶ</sup>全部<sup>つか</sup>使って<sup>だ</sup>しま<sup>だ</sup>って<sup>だ</sup>出す。
- ・蛍光灯<sup>けいこうとうるい</sup>類<sup>か</sup>は<sup>か</sup>買った<sup>はこ</sup>ときの<sup>はこ</sup>箱<sup>に</sup>に入れて<sup>だ</sup>出す。
- ・包丁<sup>ほうちよう</sup>や<sup>あぶ</sup>ガラス<sup>もの</sup>など<sup>あぶ</sup>危<sup>もの</sup>ない<sup>もの</sup>物は、<sup>かみ</sup>紙<sup>つ</sup>に<sup>だ</sup>包<sup>だ</sup>んで<sup>だ</sup>出す。
- ・アルミ<sup>かん</sup>缶<sup>かん</sup>・スチール<sup>かん</sup>缶<sup>かん</sup>は<sup>みず</sup>水<sup>あら</sup>で<sup>あら</sup>洗<sup>み</sup>って<sup>み</sup>べつ<sup>べつ</sup>別<sup>き</sup>々に<sup>き</sup>わけて<sup>き</sup>収<sup>ばしよ</sup>集<sup>だ</sup>日に<sup>だ</sup>決<sup>だ</sup>められた<sup>だ</sup>場<sup>だ</sup>所に<sup>だ</sup>出<sup>だ</sup>す。



も<sup>も</sup>燃<sup>ふくろ</sup>えない<sup>ふくろ</sup>ご<sup>ふくろ</sup>みの<sup>ふくろ</sup>袋<sup>ふくろ</sup>

### 3 <sup>るい</sup>ビン類



- ・指<sup>してい</sup>定<sup>ぶくろ</sup>ご<sup>い</sup>み<sup>い</sup>袋<sup>い</sup>に<sup>い</sup>入<sup>しゅうしゅうび</sup>れて<sup>しゅうしゅうび</sup>収<sup>しゅうしゅうび</sup>集<sup>しゅうしゅうび</sup>日<sup>しゅうしゅうび</sup>
- ・当<sup>とうじつ</sup>日<sup>ごぜん</sup>の<sup>じ</sup>午<sup>だ</sup>前<sup>だ</sup>10<sup>だ</sup>時<sup>だ</sup>ま<sup>だ</sup>で<sup>だ</sup>に<sup>だ</sup>出<sup>だ</sup>す。
- ・ビ<sup>みず</sup>ン<sup>あら</sup>を<sup>と</sup>水<sup>と</sup>で<sup>と</sup>洗<sup>だ</sup>って<sup>だ</sup>、フ<sup>と</sup>タ<sup>と</sup>を<sup>と</sup>取<sup>だ</sup>って<sup>だ</sup>出<sup>だ</sup>す。



ビン<sup>ふくろ</sup>の<sup>ふくろ</sup>袋<sup>ふくろ</sup>

### 4 <sup>そだい</sup>粗<sup>ぶくろ</sup>大<sup>はい</sup>ご<sup>はい</sup>み<sup>おお</sup> (ご<sup>おお</sup>み<sup>おお</sup>袋<sup>おお</sup>に<sup>おお</sup>入<sup>おお</sup>ら<sup>おお</sup>ない<sup>おお</sup>よ<sup>おお</sup>う<sup>おお</sup>な<sup>おお</sup>大<sup>おお</sup>き<sup>おお</sup>な<sup>おお</sup>ご<sup>おお</sup>み)

- ・粗<sup>そだい</sup>大<sup>しゅうしゅうび</sup>ご<sup>にちまえ</sup>み<sup>そだい</sup>は、収<sup>そだい</sup>集<sup>そだい</sup>日<sup>そだい</sup>の<sup>そだい</sup>5<sup>そだい</sup>日<sup>そだい</sup>前<sup>そだい</sup>ま<sup>そだい</sup>で<sup>そだい</sup>に<sup>そだい</sup>、粗<sup>そだい</sup>大<sup>そだい</sup>ご<sup>そだい</sup>み<sup>そだい</sup>
- ・回<sup>かいしゅう</sup>収<sup>よやく</sup>の<sup>よやく</sup>予<sup>よやく</sup>約<sup>よやく</sup>を<sup>よやく</sup>す<sup>よやく</sup>る。

よやくするの<sup>よやく</sup>は、「<sup>きょうえい</sup>共<sup>しげん</sup>栄<sup>かんり</sup>資<sup>かんり</sup>源<sup>かんり</sup>管<sup>かんり</sup>理<sup>かんり</sup>セ<sup>かんり</sup>ン<sup>かんり</sup>タ<sup>かんり</sup>ー<sup>かんり</sup>小<sup>かんり</sup>郡<sup>かんり</sup>」<sup>おごおり</sup>です。

☎ 0942-73-0339

粗大ごみは、「粗大ごみシール」を貼って収集日当日の午前10時までに出す。



粗大ごみシール

## 5 特定家庭用機器

(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)

これらの品物は、普段のごみ収集には出せません。それぞれの品物を買ったお店で引き取ってもらいましょう。ただし、お店にお金を払わないといけません。(有料)

## 6 パソコン

パソコンも普段の収集には出せません。パソコンのメーカーに回収してもらってください。

## 7 指定ごみ袋、粗大ごみシールを買うには

指定ごみ袋、粗大ごみシールは、リサイクル協力店(市内のコンビニエンスストア・スーパーマーケットなど)で買うことができます。詳しくは、次に説明する「ごみ収集カレンダー」に一覧表がありますので、見てください。

## 8 ごみ収集カレンダー

小郡市では、「ごみ収集カレンダー」を市内のそれぞれの家庭に配っています。住んでいる場所によって、ごみを

る日<sup>ひ</sup>が 違<sup>ちが</sup>います から、カレンダーに 印<sup>しるし</sup>を つけて わかりやすく 書<sup>か</sup>いています。

持<sup>も</sup>っていない 人<sup>ひと</sup>は、生活<sup>せいかつ</sup> 環境<sup>かんきょう</sup>課<sup>か</sup>で 配<sup>くば</sup>ります。お金<sup>かね</sup>は いりません から、ぜひ、たずねてください。

## 9 ごみの 分別<sup>ぶんべつ</sup> 収集<sup>しゅうじゅう</sup>

小<sup>お</sup>郡<sup>ごおり</sup>市<sup>し</sup>では、環<sup>かん</sup>境<sup>きょう</sup>を 守<sup>まも</sup>り、ごみを 減<sup>へ</sup>らす ために、ごみを分<sup>わ</sup>けて 集<sup>あつ</sup>めて います。(分別<sup>ぶんべつ</sup> 収集<sup>しゅうじゅう</sup>) 空<sup>あ</sup>き缶<sup>かん</sup>、ペッ<sup>ぺ</sup>トボ<sup>と</sup>トル、ト<sup>と</sup>レー、紙<sup>か</sup>パ<sup>ぱ</sup>ック、古<sup>こ</sup>紙<sup>し</sup>(ふ<sup>ふ</sup>るい か<sup>か</sup>み)・古<sup>こ</sup>い布<sup>ふ</sup>など<sup>な</sup>は、決<sup>けつ</sup>め<sup>め</sup>ら<sup>ら</sup>れた 場<sup>ば</sup>所<sup>じょ</sup>、時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>に、種<sup>しゅ</sup>類<sup>るい</sup>ご<sup>ご</sup>とに 分<sup>わ</sup>けて 出<sup>だ</sup>して くだ<sup>くだ</sup>さい。ル<sup>る</sup>ー<sup>ー</sup>ル<sup>る</sup>が 守<sup>まも</sup>ら<sup>ら</sup>れて いない ご<sup>ご</sup>み<sup>み</sup>は 収<sup>しゅう</sup>集<sup>じゅう</sup>され<sup>され</sup>ま<sup>ま</sup>せ<sup>せ</sup>ん。

おごおりしやくしよ せいかつかんきょうか  
小郡市役所 生活環境課 ☎0942-72-2111

## ② 上<sup>じょう</sup>水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>、下<sup>げ</sup>水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>、電<sup>でん</sup>気<sup>き</sup>、ガ<sup>が</sup>ス<sup>す</sup>を 使<sup>つか</sup>う 時<sup>とき</sup>は

### 1 上<sup>じょう</sup>水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>

上<sup>じょう</sup>水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>(飲<sup>の</sup>み水<sup>みず</sup> き<sup>き</sup>れい<sup>れい</sup>な水<sup>みず</sup>)を 使<sup>つか</sup>いた<sup>いた</sup>い 時<sup>とき</sup>は、使<sup>つか</sup>う 前<sup>まえ</sup>に 三<sup>さん</sup>井<sup>い</sup>水<sup>み</sup>道<sup>どう</sup> 企<sup>き</sup>業<sup>ぎやう</sup>団<sup>だん</sup>に 連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>して くだ<sup>くだ</sup>さい。

水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>を 使<sup>つか</sup>う お金<sup>かね</sup>は、2か<sup>2</sup>月<sup>げつ</sup>分<sup>ぶん</sup>ご<sup>ご</sup>とに 使<sup>つか</sup>った水<sup>みず</sup>の 量<sup>りょう</sup>によ<sup>よ</sup>って 払<sup>はら</sup>い<sup>い</sup>ます。銀<sup>ぎん</sup>行<sup>こう</sup>の 口<sup>こう</sup>座<sup>ざ</sup>振<sup>ふり</sup>替<sup>かえ</sup>を 使<sup>つか</sup>うと 便<sup>べん</sup>利<sup>り</sup>です。

水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>の 工<sup>こう</sup>事<sup>じ</sup>、給<sup>きゅう</sup>湯<sup>とう</sup>器<sup>き</sup>具<sup>ぐ</sup>(お湯<sup>ゆ</sup>を 沸<sup>わ</sup>か<sup>わ</sup>す し<sup>し</sup>く<sup>く</sup>み)をつ<sup>つ</sup>ける 工<sup>こう</sup>事<sup>じ</sup>など は、決<sup>けつ</sup>め<sup>め</sup>ら<sup>ら</sup>れた 店<sup>みせ</sup> 以<sup>い</sup>外<sup>がい</sup>の 店<sup>みせ</sup>では でき<sup>でき</sup>ま<sup>ま</sup>せ<sup>せ</sup>ん の<sup>の</sup>で、三<sup>さん</sup>井<sup>い</sup>水<sup>み</sup>道<sup>どう</sup> 企<sup>き</sup>業<sup>ぎやう</sup>団<sup>だん</sup>に 聞<sup>き</sup>いて くだ<sup>くだ</sup>さい。

引<sup>ひ</sup>こ<sup>こ</sup>越<sup>こ</sup>し 等<sup>ら</sup>で 水<sup>すい</sup>道<sup>どう</sup>を 使<sup>つか</sup>わ<sup>わ</sup>な<sup>な</sup>く な<sup>な</sup>った 時<sup>とき</sup>も 三<sup>さん</sup>井<sup>い</sup>水<sup>み</sup>道<sup>どう</sup> 企<sup>き</sup>業<sup>ぎやう</sup>団<sup>だん</sup>に 連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>して くだ<sup>くだ</sup>さい。

み い すいどうきぎょうだん  
三井水道企業団 ☎0942-72-5106

## 2 下水道

下水道を新しく使うときは、「開始届」を市役所の下水道課に出してください。

また、引っ越しなどで、下水道を使わなくなる時は必ず「廃止届」を出してください。

下水道を使ったお金は2か月分の使った水の量によって払います。銀行の口座振替が便利です。

水洗トイレの工事は、市が決めた店で行うので、下水道課に聞いてください。

おごおりしやくしよ げすいどうか  
小郡市役所 下水道課 ☎0942-72-2111

## 3 電気

日本の電圧は100ボルトです。周波数は、九州は60ヘルツです。電気器具を使い始める前に、この地域の電気の規格に合っているかどうか確かめてください。

電気を使い始めるときは、それぞれの家(部屋)にあるブレーカーかメーターのところに封筒を確かめて、九州電力甘木営業所に連絡してください。

きゅうしゅうでんりよくあまぎえいぎょうしよ  
九州電力甘木営業所 ☎0120-986-208

#### 4 ガス

ガスは、<sup>す</sup>住んで いる ところによって、<sup>とし</sup>都市ガスと プロパンガスに  
わ 分 け ます。ガス器具も <sup>とし</sup>都市ガスと プロパンガスでは <sup>ちが</sup>違う ので  
つか 使うときは、<sup>かな</sup>必ず <sup>たし</sup>確かめて ください。

<sup>とし</sup>都市ガスは 筑紫ガスに、プロパンガスは <sup>ちか</sup>お近くの  
プロパンガス業者に <sup>き</sup>聞いて ください。

筑紫ガス

☎092-923-3111

### ③ 電話の 利用、郵便の 出し方、銀行・郵便局を 使う ときは

#### 1 公衆電話

公衆電話は、<sup>えき</sup>駅や <sup>しょうてん</sup>商店の <sup>てんとう</sup>店頭、<sup>こうきょうしせつ</sup>公共施設などにあります。<sup>こうか</sup>硬貨  
(コイン)や <sup>つか</sup>テレホンカードを <sup>はな</sup>使って <sup>つか</sup>話す ことができます。

#### 2 国内郵便

国内郵便には、<sup>てがみ</sup>手紙や <sup>はがき</sup>はがきなどが あります。<sup>りょうきん</sup>料金は、<sup>てがみ</sup>手紙の <sup>おお</sup>大  
きさ、<sup>おも</sup>重さで <sup>き</sup>決ま ります。

#### 3 国際郵便

国際郵便は、<sup>こうくうびん</sup>航空便と <sup>ふなびん</sup>船便が あります。<sup>りょうきん</sup>料金は <sup>おお</sup>大きさ、<sup>おも</sup>重さ、<sup>おく</sup>送  
り先によって <sup>き</sup>決ま ります。

はがきは <sup>えん</sup>70円で <sup>せかい</sup>世界各国に <sup>おく</sup>送る ことができます。

#### 4 国内小包

縦・横・高さの長さを合わせて 1.7mより小さく、重さが 30kgより軽い荷物は、小包として送ることができます。詳しくは、郵便局に聞いてください。

#### 5 国際小包

国際小包は、航空便、船便があります。料金や送ることのできる大きさは、送り先によって決まります。詳しくは、郵便局に聞いてください。

おごおりゆうびんきょく  
小郡郵便局 ☎0942-72-4494

#### 6 銀行・郵便局のサービス

銀行や郵便局では、お金を預けたり、だれかにお金を送ったり、電気、ガス代などの料金を自動的に引落したり、クレジットカードの代金を支払ったりなどの、いろいろなサービスを行っています。

このようなサービスを利用するためには口座をつくらないとはいけません。口座をつくることができるのは、90日以上日本に滞在する人です。

口座をつくるには、在留カード、印鑑、学生証または社員証がいます

#### 7 銀行・郵便局などの通帳・カードをなくしたときは

口座をつくっている銀行・郵便局などに届け出てください。また、警察署に届け出てください。

#### ④ 健康な生活のために

小郡市民のみなさんが健康で、元気に過ごせるよう、小郡市ではいろいろなサービスをしています。それぞれのサービスを利用して、小郡での生活を楽してください。

##### 1 健康手帳

40歳以上の希望する人に「健康手帳」をプレゼントしています。「健康手帳」は、健康相談や健康診査の記録として大切なものです。

##### 2 健康相談

小郡市健康課では、保健師や管理栄養士などの専門職員が健康についての相談を受けます。気軽に相談してください。

##### 3 健康診査

小郡市健康課では、がん等の健康診査をしています。がんなどの種類により診査を受けることができる年齢は違いますが、対象者には集団検診の申込書を郵便で送ります。受診したい人は申込書を提出してください。受診票を検診日の10日くらい前に送ります。詳しい検査の内容については、健康課に聞いてください。

小郡市役所 健康課(あすてらす)

☎0942-72-6666



#### 4 総合保健福祉センター「あすてらす」

「あすてらす」は、市民の健康と福祉の向上のための施設です。健康増進、リフレッシュのための設備があります。またボランティア活動などを行っている人たちの情報交換の場にもなっています。

おごりしそごうほけんふくし  
小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」

☎0942-72-6666

#### ⑤ 税金を納めよう

##### 1 日本の税金

日本の税金には、次のように国が集める国税と県や市町村が集める地方税があります。税金を納めないと罰を受けることもありますので、きちんと税金を納めましょう。

・国税 所得税、法人税、相続税、消費税など

・地方税 県税として 県民税、自動車税など

市税として 市民税、固定資産税、軽自動車税

##### 2 市・県民税

市・県民税は、1月1日に小郡市内に住んでいて、前の年に収入があった人から税金を集めます。

小郡市から引越した人でも、その年の1月1日に小郡市に住んでいたら、小郡市で税金を集めます。

### 3 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に、土地や家などをもっている人から税金を集めます。

### 4 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、4月1日にバイクや軽自動車を持っている人から税金を集めます。

- ・国税 久留米税務署 ☎0942-32-4461
- ・県税 久留米県税事務所 ☎0942-30-1012
- ・市税 小郡市役所 税務課 ☎0942-72-2111